

避難解除等区域復興再生計画（案）に対する意見

平成25年3月11日

福島県知事

避難解除等区域復興再生計画（以下、「本計画」という。）は、福島県及び各市町村の復興計画と併せ、避難解除等区域の復興及び再生を国が責任を持って実現するための根幹となる重要な役割を有する計画である。

本計画は、この地域の『自立』（各市町村における生活環境の整備）と他の地域との『共生』（双葉郡等として広域的な一体性ある復興、受入自治体への支援の持続性の確保、広域的な交流環境の整備の推進等）の理念を車の両輪とし、原子力災害の被災者に十分に寄り添い、被災者が一日も早く将来の生活設計が描けるよう、具体的な施策・事業が網羅的に盛り込まれるとともに、体系化により相互の関連性が明確となった実効性の保たれた中身の濃い計画であることが必要不可欠である。

国は、原子力災害からのこの地域の復興に全面的な責任を負うという責務を改めて真摯に受け止め、自ら県・市町村の先頭に立ち、この地域の意向を踏まえながら復興の将来像と道筋を描くとともに、その実現に向けた必要な施策・事業を主体的かつ体系的に具現化し、必要となる財政上、税政上の措置等を講じながら、県・市町村と協働してこれらを着実に実行していくことが必要である。

このような観点に立ち、平成25年2月27日付けで内閣総理大臣より示された避難解除等区域復興再生計画案に対して下記のとおり意見を申し上げます。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の安全確保は、この地域の復興・再生の前提となる最も重要な課題であり、国は、再び事故が拡大することがないように万全の備えを講じつつ、事故の完全収束に向けた取組を着実に進めるとともに、不測の事態に対しても、住民の安全・安心を確保するよう申し添える。

記

1. 目に見える避難地域復興の実現

- 避難地域の住民の帰還や企業等の立地が着実に進み、安心して暮らせる活力溢れるふるさとが回復していくためには、本計画を根幹として復興のための施策・事業が実施され、地域の復興の動きや進捗が住民の目に見える形で着実に前進することが何より重要である。

本計画に記載された施策・事業について、国が最後まで責任を持って、確実かつ速やかに実施すること。

- 第1部の【講ずる施策】、第2部の「現状・課題・取組方針」、第3部の市町村ごとに記載されている課題等について「検討する」とされたもの等、対応する具体的施策・事業を今後具現化する必要があるものについては、早急に国・県・市町村等による検討・協議に着手し、取組内容の具体化を図った上で、順次計画に記載し、地域の復興・再生のために必要な施策を実施すること。

- なお、広域的道路整備をはじめ、この地域の復興のためには県や市町村が行う事業も不可欠であるため、国が実施するものに限らず、県及び市町村が実施するものについても、県施策あるいは市町村施策として計画に盛り込むこと。

- 本計画の重要性に鑑み、特に第2部及び第3部について、内容が分かりやすい平易な資料を作成し、県民への周知に努めること。

2. 機動的な計画の見直しと長期にわたる十分な財源の確保

- 避難地域復興のためには、中長期を見据えた大きな方針やビジョンを示しつつ、具体の区域再編や住民意向、地域の復興の進捗状況等に即しながら、柔軟かつ機動的に、それぞれの状況で必要な具体的な事業・施策をきめ細かく具現化していく必要がある。

このため、国においては、毎年度少なくとも一回は計画の見直しを行い、内容のさらなる充実を図ること。

- 計画の見直しに当たっては、極力、計画の見直しの検討と予算の検討が相互に関連して進められる必要がある。このため、国の予算案の検討過程と並行して計画の見直しに向けた県・市町村との協議・調整等を十分な時間的余裕を持って実施すること。

- 特に第3部の市町村ごとの計画については、平時より、国は県・市町村と連携して市町村連携チーム（3人4脚）を通じて、加えて、首長レベルでの協議の機会を随時設けるなど、復興に向けた地域課題の十分な把握に努め、課題に対する対策の具現化を図ること。

さらに、市町村に共通する課題などの解決に向けて、関係市町村、県との連携を強化し、地域一体となって対策の具現化を図ること。

- 本計画を確実に実施していくために、国、県、市町村協働で計画の進行管理を適時・迅速に実施するとともに、進行管理に当たっては、施策や取組の実施結果でなく、課題解決の結果に主眼を置いた評価を行い、改善に繋げること。

- こうした機動的かつ柔軟な計画の見直しとその実現を図るためにも、国は長期にわたる計画の実施に必要な財源を十分に確保すること。

- なお、大熊町及び双葉町の市町村ごとの計画（第3部）については、今後、国・県・町との協議により、インフラ復旧工程表等、両町の復興・再生のために必要な施策・取組の具体化を図った上で、速やかに本計画の第3部に位置付けること。

3. 計画全般に関し本文案の修正を求める事項及び引き続き協議を 継続して早急に具現化すべき事項(第1部から第3部共通事項)

- 次の事項は、避難地域の復興・再生を図る上で、特に喫緊の対策が必要な事項である。これらについては、今回の計画決定の際に本文の修正に極力反映し、又は、早急に対策の具体化を図った上で、次回の本計画の見直しの際に順次計画に反映していただきたい。

(1) 除染の確実かつ適正な実施

- 除染については、避難解除等区域等の復旧・復興における最優先事項であり、市町村の意向を十分に踏まえながら、迅速かつ適正に実施すること。

また、この地域の徹底した除染を推進するため、森林除染に関する速やかな方針決定と対策の実施及び農業用ダムやため池の除染対象としての位置付けを行うこと。

- 除染と復興施策を一体的に加速させるため、除染とインフラ復旧の一体施工を実施すること。
- 長期目標に掲げる追加被ばく線量1 mSv/年の一日も早い達成に向けて、現時点での除染実施計画の完了後も、除染等の措置の結果により得られた知見等を踏まえて、除染実施計画の見直しを行い、除染等の措置を継続的に進めること。

(2) 放射線に関する正しい情報の発信

- 放射線に対する不安が払拭されることが、住民が安心して帰還する上で極めて重要であることから、低線量下における健康リスク等放射線影響に関する情報など、住民が安心できるようリスクコミュニケーションを基本とした丁寧できめ細やかな説明を行うこと。
- 放射線の影響については、その特殊性によって国民の正しい理解の醸成が特に必要であることから、県民のみならず全国民の理解が早急に得られ、根拠のない風評や誤った理解による社会・生活面での過剰

な反応等が生ずることのないよう、上記を含めた正しい情報の発信を行うこと。

(3) 汚染廃棄物の処理体制の早急な確立

- 除染等の措置等を実施するにあたって、仮置場や減容化施設の確保が大きな課題となっているため、国は県・市町村と連携して、一刻も早くその確保を図り、除染等の措置等を加速させること。

また、国の責任において最終処分場の設置の時期や場所などの方針を明らかにすること。

(4) (仮称) 小名浜道路など「ふくしま復興再生道路」の早急な整備等

- 避難解除等区域と周辺地域の広域連携を強化する(仮称)小名浜道路、県道吉間田滝根線、国道399号、国道114号等、東西連携道路の整備は、地域の復興を加速する動脈となる必要な道路整備であり、早急な整備が地域の復興に不可欠である。

- 特に(仮称)小名浜道路については、避難解除等区域の復興・再生を支える産業・物流の広域的拠点として重要である。

このため、今回の計画決定に際して本文の「平成24年度、25年度実施する事業」及び「平成26年度以降の主な取組」にそれぞれ「(D)M) 広域連携を強化する道路整備」の項目を新たに追加し、(仮称)小名浜道路を明記すること。(第1部P25、36行目、P26、25行目及び第2部P68、18行目)

(5) 国家的プロジェクトによる新産業の創出等の具現化

- 避難解除等区域への住民の帰還及び地域の再生のためには、原発事故により失われた雇用環境の回復に向けて、就業機会の確保が不可欠である。

このため、新たな産業の創出や先導的な施策への取組などの国家的プロジェクトによる施策・取組を早急に具現化すること。

(6) 再生可能エネルギーを推進するための特例措置

- 避難地域における再生可能エネルギーの飛躍的な推進のためには、

農地転用規制の緩和や、固定価格買取制度における買取期間の延長などの特例措置が早期に必要である。現在の案では、避難解除区域の「中期的（避難指示解除後3～5年）な取組の方向性」に記載してあるが、短期に具現化することが必要であることから、「再生可能エネルギー導入促進のための支援措置の充実や規制緩和の促進」を「短期的（避難指示解除後1～2年）な取組の方向性」の項目に追加すること。

（第1部P12、35行目）

（7）新産業創出のための特別な配慮の明記

- 避難解除等区域等における新産業創出に当たっては、強力なインセンティブが必要であることから、再生可能エネルギーの推進を図るため、「再生可能エネルギーを拡大するための特別な配慮について検討する。」旨の記載を追加すること。（第1部P44、12行目【取組の指針】）

（8）農林水産物に対する風評対策の位置付け

- 本県産の農林水産物に対しては、米の全量全袋検査の実施など安全・安心な農林水産物の供給のための対策を講じているにも関わらず、依然として風評による価格の低下が解消されない等の影響が見られる。

このため、避難解除等区域において生産される農林水産物に対して、「風評対策の継続とともに、地域の農林水産物を活用した新商品の開発等の農林水産業の6次産業化を推進する」旨の文言を追加すること。

（第1部P56、2行目【取組の指針】）

（9）営農再開を支援する研究拠点の整備

- 避難解除等区域における一日も早い営農再開と農業の再生に向け、現場での実証研究や技術支援、先端技術の調査研究などを行う「浜地域農業再生研究センター（仮称）」の整備と調査・研究に対して十分な財源を確保すること。

（10）復興を担う人材の確保

- 避難解除等区域等の復興・再生を進める上で、医療・福祉従事者や自治体における土木技術職、保健師等の専門職が不足しており、復

興・再生の取組が進捗しない要因となっている。

このため、第1部V. 2. (1) ①及び⑥、第1部V. 4. (4) ④に盛り込まれた人材確保のための施策を確実に履行するとともに、国や独立行政法人からの中長期的な人的支援など、国を挙げた対策を講ずること。

(1 1) 建設副産物の再利用基準の制定

- 避難解除等区域等の復旧・復興を加速させる上で、災害復旧工事等から発生する放射性物質に汚染された土砂を含む建設副産物について、再利用の基準がなく事業実施上の支障となっており、特に建設発生土については、放射性物質汚染対処特措法の対象外であるため最終的な行き場がなく、その処理が重要な課題となっている。

このため、①建設副産物の再利用基準の制定、②基準を超えたものの処分方法の確立、③住民等の理解を得るための対策について、速やかに検討の上対策を講ずること。

(1 2) 墓参の支援

- 墓参に対する避難住民の思いは強く、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域においても、市町村の意向を踏まえ、墓参が可能となるよう支援を確実に講ずること。

4. 広域的な地域整備について今後協議を継続して早急に具現化を図るべき事項（第2部関連）

- 避難地域の復興は各市町村が単独でなし得るものではなく、広域的な地域連携の下で各市町村が内外の地域間で機能的な連携を図りながらなされる必要があり、第2部に掲げられた広域的な地域整備は極めて重要である。

道路、港湾、海岸、河川、漁港、鉄道などの公共インフラの復旧と機能強化に加え、医療・福祉、教育、広域水道、広域ごみ・し尿・汚泥処理、防犯・治安・防災、災害公営住宅、火葬場、准看護師養成等施設などの生活環境再生のための基盤整備のほか、新たな産業の創出のための研究開発拠点、農業水利施設など多岐にわたる施設等の復旧と整備を、地域の復興の段階に応じて、適時適切に実施する必要がある。

このため、国は、県・市町村のみならず、町村会、広域市町村圏組合、水道企業団などの広域の特別地方公共団体等とも緊密に連携して協議を行い、多岐にわたる復旧と整備が関係自治体・団体等の協働のもと、効果的かつ一体的に、速やかに実施することができるよう必要な措置を講ずること。

- 特に、今後協議を継続して早急に具現化を図るべき以下の事項については、対策の具体化を図った上で、次回以降の本計画の見直しの際に順次計画に反映し、内容の充実を図ること。

(1) 「ふくしま復興再生道路」の早急な整備及び公共施設の工事代行等

- 「ふくしま復興再生道路」については、3.(4)に記載したとおりであり、第2部においても然るべく本文に明記すること。
- その他、福島復興再生特別措置法に基づく道路等公共施設の工事代行について、県又は市町村の要望により協議が整った代行施設については、施設名、施行箇所、工程等について本計画に位置付け、速やかに実施すること。

(2) 常磐自動車道の早期復旧と整備

- 常磐自動車道については、避難解除等区域のインフラ復旧、除染作業、復興等を進めるために必要不可欠な基幹的なインフラであり、特に分断されている浜通り地方の地域経済を復興させるために重要であることから、第2部1.(1)(ア)に記載のとおり、迅速に復旧と整備を図ること。

(3) JR常磐線の早期全線復旧のための措置

- JR常磐線の早期全線復旧については、避難指示区域の見直しに合わせて運転区間の順次延伸を図るため、第2部1.(5)に記載のとおり「避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム」等を通じ、復旧に向けて、地元自治体の要請等を踏まえつつ、住民帰還に合わせて復旧できるように取り組むとともに、早期全線復旧のために国の技術的支援に加え財政的支援を行うこと。

なお、早期の全線復旧を進める中で、線形改良や道路との立体交差化等により高速化を図るとともに、複線化による利便性の向上など、単なる復旧にとどまらないJR常磐線の基盤強化を検討すること。

(4) 廃棄物処理体制を確保するための施設の復旧・整備等

- ごみ・し尿・汚泥の広域処理については、住民の生活に支障をきたさないよう処理体制を確保することが住民帰還の前提となるが、ごみ処理における仮置場の整備と仮設焼却炉の設置や最終処分場の確保、し尿処理のための処理施設が復旧するまでの処理体系の確立、汚泥処理施設の確保などの課題が山積している状況にある。

このため、国・県・市町村・広域市町村圏組合による早急な協議を行いつつ、帰還する住民の生活に支障をきたさぬよう廃棄物処理体制の確保等について具体化を図り、対策を速やかに講ずること。

(5) 医療・福祉・介護従事者の早急な確保

- 浜通りの医療従事者及び介護職員等の不足については、原子力災害以降深刻な状況が現在も続いており、多数の避難者を受け入れている自治体における医療・福祉・介護提供体制の確保はもちろんのこと、

避難指示解除後の住民の帰還にあたっては医療・福祉・介護提供体制の確保は帰還の前提となる重要な課題である。

したがって、医療従事者及び介護職員等の更なる人材確保について早急に検討し対策を講ずること。

- 避難地域等の医療・福祉体制の復興・再生に先立って、区域再編等で立入りが緩和された際の緊急の医療体制を迅速かつ確実に構築し、地域住民の生命を守ること。

(6) 帰還に向けた教育環境の整備

- 住民の帰還にあたっては、子どもが等しく就学することができる環境整備を推進する必要があることから、第2部2.(2)に記載のとおり、「双葉郡の今後の教育のあり方について福島県双葉郡双葉地区教育長会が中長期的視点から協議」を行った結果、具体化した取組については早急に実現することができるよう対策を講ずること。
- 放射性物質汚染対処特措法の基本方針で、土壌等の除染等の措置を進めるに当たっては、子どもの生活環境（学校、公園等）において優先的に実施するとされていることを踏まえ、除染等の措置を実施すること。

(7) 避難解除等区域における災害発生時の滞在住民等の安全確保

- 原子力災害を含む新たな災害の発生又は可能性が生じ、避難解除等区域に滞在する住民や作業員等の避難等が必要となった場合に、住民等に指示を伝達し避難誘導する体制を確保する必要がある。

具体的には、市町村防災行政無線や電話・携帯電話等の情報伝達に係るインフラの未復旧、避難誘導體制の不足、滞在住民等の把握方法などの課題があり、いずれも市町村単独での対応が困難なため広域的な対策を講ずること。

また、常磐自動車道は、ふくしま復興再生道路とともに避難道路として有効に活用されることから、広域的避難の円滑化を目的として、追加ICや緊急開口部の設置を検討すること。

- 警戒区域等に一時帰宅する住民や作業員の移動及び滞在時における安全を確保するため、救急搬送や医療機関の受け入れ体制等を十分に構築し、事故や自然災害を被った場合のリスク管理を強化すること。

5. 受入自治体（長期避難者の生活拠点）への支援について

- 避難解除等区域の復興再生を図るためには、帰還するまでの間の生活拠点となる受入自治体において、必要な基盤整備等について負担が発生しないよう、また、急増した住民に対応できる十分なサービスを円滑に提供できるよう受入自治体に対する財政的・人的支援等を講ずることが必要不可欠である。併せて、受入自治体の住民に対するサービスの低下、さらには行政機能の低下やまちづくりへの影響が生じることがないよう十分な対策を講ずる必要がある。

特に、長期避難者の住宅整備については、国の主体的な関わりのもと、自治体が住宅を整備する際の財政的な支援を含め必要な措置を講ずること。

また、受入自治体も地震・津波・原子力災害の被災地であることから、受入自治体自身の復興再生と、避難者の受入自治体としての機能の発揮とが相互に両立し得るよう十分な配慮と施策の具現化を図ることが必要である。

- 長期避難者の生活拠点については、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について、避難元自治体及び受入自治体の実情と意向に配慮するとともに、受入自治体ごとに長期避難者が受けられる支援が異なることがないように、共通事項に関する統一した方針等について、国・県・関係市町村からなる協議会において早急に検討し、示すこと。
- 住民票登録に基づく行政サービスや納税、選挙権について、原発避難者特例法や居所証明により対応がなされているものの、避難が長期間にわたった場合の対応についても早急に方針を示すこと。
- なお、各受入自治体において、当面優先的に解決すべき受入に係る課題として、交通渋滞、医師・看護師等の医療従事者の不足、介護従事者の不足、住宅の不足、教育環境の整備、雇用の確保などがある。また、避難先と受入先の住民との融和を図ることも重要な課題となっており、一部地域では住民間のあつれきも生じている。これらの課題について、国・県・受入自治体・避難元自治体が連携して協議し、解決のための施

策・取組の具体化を図った上で、次回以降の本計画の見直しの際に計画に反映し、内容の充実を図ること。

- また、県で復興公営住宅の整備を進めるに当たり、受入自治体でも地震・津波被災者向けの災害公営住宅を整備している自治体もあることから、原発避難者と受入自治体の住民との良好な関係が受入地域ごとに差が出ないよう避難者受入に対する財政支援や入居者の家賃設定等、復興公営住宅の制度設計について国・県・受入自治体・避難元自治体からなる協議会で早急に方針を検討し示すこと。

6. 市町村ごとの計画について（第3部関連）

- 市町村ごとの計画について、現状と課題の記述に留まっている項目や具体的施策の記載が薄い項目については、市町村の復興計画の具現化と市町村が直面する課題を解決するため、市町村連携チーム（3人4脚）による課題の把握とそれらに対応する施策の推進・充実を図る仕組みを最大限活用するとともに、国及び県の予算編成や事業構築とも連動する計画見直しのための仕組みを構築することにより、迅速な施策・取組の具体化を図った上で、次回以降の本計画の見直しの際に計画に反映し、内容の充実を図ること。

- 今後の見直しに当たっては、市町村ごとの記載内容の均衡を図るため、3人4脚体制の一層の強化に加え、市町村ごとの共通の課題等を共有、検討する場を設ける等、丁寧に実施すること。

- なお、各市町村において、当面優先的に具現化すべき課題である、警戒区域の設定に伴い交通量が急増した迂回路線の整備、除染実施計画に基づく除染等の確実な実施、高線量地域における除染技術の開発と除染方法の確立及び農林地の保全方策、避難解除区域等における救急医療体制の確保、常磐自動車道における追加ICなどの検討、帰還住民の生活を支え緊急時の避難道路としての役割も果たす道路整備などについて、迅速かつ確実に必要な対策を講じること。

以 上